

宙(コスモス)訪問看護ステーション運営規程《介護予防訪問看護》

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 帰陽会が開設する、宙(コスモス)訪問看護ステーション(以下「事業所」という)が行う介護保険法に基づく指定介護予防訪問看護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要支援にある者に対して、かかりつけの医師(以下「主治医」という。)の指示に従い適正な指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけ医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図ると共に、在宅医療を推進し、快適な在宅医療が継続できるように支援するものとする。

2 指定訪問看護の実施にあたっては関係市町村、地域医療、保険、福祉サービス機関との秘密な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 宙(コスモス)訪問看護ステーション
- (2) 所在地 小田原市新屋271-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次ぎのとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名(常勤兼務職員)
管理者は、他の職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 看護師6名(常勤兼務5名、非常勤兼務1名)理学療法士1名(常勤兼務) 言語聴覚療法士1名(常勤兼務)、看護職員等は、介護予防訪問看護計画書(以下「計画書」と言う。)を作成し、指定介護予防訪問看護を実施し、介護予防訪問看護報告書の作成等を行う。
- (3) 事務員1名
介護報酬の請求事務等行う。

2 業務の状況に応じて職員は増員する。

(営業日、営業時間、24時間連絡体制、緊急時訪問看護体制等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとし、国民の祝日は営業とする。

年末年始は 12/30～1/3 までは休日とする。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

サービス提供時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

- 2 休日および営業時間外の夜間帯は、当番制で看護師 2 名が専用の携帯電話を持ち、予防緊急時訪問看護加算をいただく利用者に対して、24 時間緊急対応に応ずる事とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、利用者やその家族からの電話などによる連絡、訪問依頼には誠実に対応する。

(指定訪問看護の提供方法)

第 6 条 指定訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師（主治医）に申し出て、かかりつけの医師（主治医）が交付した訪問看護指示書（以下「指示書」と言う）により、看護師等が利用者を訪問して計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。
- (2) 利用者または家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけ医師（主治医）指示書の交付を求めるよう助言する。
- (3) 介護予防による利用の場合には、指示書交付と同時に地域包括支援センター、またはそこから依頼を受けた居宅介護支援事業者が立案する介護予防居宅サービス計画書に基づいて実施する。

(指定訪問看護の内容)

第 7 条 介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・傷害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持,食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の教育助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 機能訓練
- (9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (10) その他医師の指示による処置

2 サービスの回数と時間

(1) 介護予防給付の対象者

介護保険の要支援状態の認定を受けられた方で「厚生大臣が定める疾病など」でない方は、地域包括支援センターの居宅サービス計画に沿った訪問回数、訪問時間とする。

(緊急時における対応)

- 第8条 緊急時の対応については、あらかじめかかりつけ医師（主治医）及び利用者に確認をとって指定介護予防訪問看護を開始するものとする。
- 2 訪問看護師等は指定介護予防訪問看護実施中に、病状の急変,その他緊急事態が生じた時は、速やかにかかりつけ医師（主治医）に連絡し、適切な処置を講じるものとする。
かかりつけ医師（主治医）と連絡できない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
 - 3 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及びかかりつけ医師（主治医）に報告しなければならない。
 - 4 介護予防給付利用者の場合には、地域包括支援センターにも連絡する。

(利用料)

- 第9条 介護予防指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その1～3割の額とする。
- 2 11条に定める通常事業の実施地域を越えて行う介護予防指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合は、契約時に利用者の同意を得た上で、次の額を徴収する。
通常の実施地域を超えた距離（片道） 10km未満 一律 1000円
10km以上は 1km毎に 100円増
 - 3 介護予防指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、介護予防指定訪問看護の内容及び利用料について説明し、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとする。

(24時間体制加算など)

- 第10条 利用者の申し出により、第5条2項の対応を実施した場合には、予防緊急時訪問看護加算として、厚生労働大臣の定める額に基づき、同法の定める自己負担分に対応する額を徴収する。この場合事前に説明し、同意する旨の文書に署名捺印を受ける事とする。
- 2 予防特別管理加算についても厚生労働大臣の定める状態・額に基づき、事前に説明した上で同意する旨の文書に署名捺印を受け、自己負担分に相当する額を徴収する。
 - 3 また介護予防の場合、上記加算については居宅サービス計画書に位置付けられていることを条件とする。

(事業の実施地域)

- 第11条 サービスを提供する通常の実施地域は、小田原市全域、南足柄市の一部（沼田・塚原・岩原・生駒・三竹・駒形新宿）とする。また、利用理由によって

はその他の地域も相談に応じる。

(苦情処理)

第12条 相談・苦情については管理者の責任において担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、迅速かつ適切に利用者および家族に説明するものとする。

(虐待の防止)

第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）実施すること。
前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(事故発生時の対応)

第14条 事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護保険の場合には居宅介護支援事業者などに連絡するとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(感染症蔓延及び災害発生時の対応)

第15条 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を確保したうえで利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行う。

- 2 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性がある。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行う。

(その他の運営についての留意事項)

第16条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においても同様とする。
- 3 前項については、職員採用時に雇用契約書を以って誓約を確認する。
尚、実習や研修のため当所に関わる者についても同様とし、当所規定の誓約書を交わす事とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、管理者と医療法人社

団帰陽会との協議に基づき定めるものとする。

付 則	この規程は、平成18年	4月	1日から施行する。
	この規程は、平成18年	6月	1日から施行する。
	この規程は、平成19年	10月	1日から施行する。
	この規程は、平成21年	4月	1日から施行する。
	この規程は、平成21年	9月	1日から施行する。
	この規程は、平成23年	11月	1日から施行する。
	この規程は、平成29年	9月	1日から施行する。
	この規程は、平成29年	11月	1日から施行する。
	この規程は、平成30年	9月	1日から施行する。
	この規程は、平成30年	9月	16日から施行する。
	この規程は、平成30年	11月	1日から施行する。
	この規程は、平成30年	12月	1日から施行する。
	この規程は、令和2年	1月	1日から施行する。
	この規程は、令和2年	3月	16日から施行する。
	この規程は、令和2年	8月	16日から施行する。
	この規程は、令和3年	5月	1日から施行する。
	この規程は、令和3年	5月	16日から施行する。
	この規程は、令和3年	8月	1日から施行する。
	この規程は、令和4年	4月	1日から施行する。
	この規程は、令和5年	12月	16日から施行する。
	この規定は、令和6年	2月	1日から施行する。
	この規定は、令和6年	4月	1日から施行する。
	この規定は、令和6年	8月	1日から施行する。